

## 豊川市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 豊川市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視野から協議するため、豊川市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 委員会は、別表に定める関係者を委員として組織し、市長が委嘱する。

### (任 期)

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から平成30年3月31日までとする。  
2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役 員)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。  
2 会長は、学識経験者をもって充てる。  
3 副会長は、会長が指名した委員をもって充て、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職を代理する。

### (会議等)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。  
2 会長は、必要に応じ関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、豊川市福祉部介護高齢課に置く。

### (雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。

別表（第2条関係）

	役 職	所 属
1	会長	学識経験を有する者
2	副会長	豊川市福祉部長
3	委員	豊川市医師会の推薦する者
4	委員	豊川市民生委員児童委員協議会の推薦する者
5	委員	豊川市社会福祉協議会の推薦する者
6	委員	老人福祉施設を代表する者
7	委員	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会の推薦する者
8	委員	豊川市シルバー人材センターの推薦する者
9	委員	豊川市連区長会の推薦する者
10	委員	豊川市老人クラブ連合会の推薦する者
11	委員	地域福祉活動推進委員会を代表する者
12	委員	地域で高齢者等の支援に関わる者
13	委員	市民（公募）